

新ひだか町図書館資料収集方針

令和2年7月22日 教育長決定

1 目的

この方針は、新ひだか町の町民が、生涯を通じて自主的に読書活動を行うことができるよう、図書館資料の収集に関する基本的事項を定めるものである。

2 基本方針

- (1) 新ひだか町における地域の情報拠点として、町民の要求に応えるため、調査・研究および、レクリエーション、社会生活、職業生活、家庭生活に役立つ適切な資料を広範囲に収集する。
- (2) 子どもの読書活動を推進するため、良質な子ども向け資料の充実に努める。
- (3) 地域の歴史・文化を引き継ぎ、産業の発展に役立つ資料の収集に努める。
- (4) 資料の収集に当たっては、「図書館の自由に関する宣言」及び「図書館員の倫理綱領」を踏まえ、次の点に留意する。
 - ① 多様な対立する意見のある問題については、できるだけ客観的立場で書かれている資料を幅広く収集する。
 - ② 公平な立場で、著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれることなく収集する。

3 収集資料の種類

収集する資料の種類は次の通りとし、各資料の選定基準は、資料の種類ごとに別に定める。

(1) 図書資料

- ① 一般図書
- ② 参考図書
- ③ 児童図書
- ④ ヤングアダルト図書
- ⑤ 外国語図書
- ⑥ 高齢者及び障がい者サービス資料

(2) 地域資料

- ① 新ひだか町関係資料
- ② 日高管内関係資料
- ③ 北海道関係資料
- ④ 馬・軽種馬関係資料
- ⑤ アイヌ関係資料

(3) 逐次刊行物

① 新聞

② 雑誌

(4) 視聴覚資料

① 映像資料

② 録音資料

4 資料収集方法

資料の収集は購入を原則とし、寄贈・配布等も必要に応じて活用する。

5 収集部数

資料の収集部数は原則として1部とするが、次の資料は複本を考慮する。

(1) 地域資料

(2) 利用上複本が望ましいもの

6 資料の保存

(1) 地域資料は原則として永年保存とし、一般資料については必要に応じて除籍する。

(2) 除籍・廃棄について必要な事項は、別に定める。

7 資料の選定

資料の選定にあたっては、この方針および選定基準に基づき、現物資料および出版情報等により選定し、図書館長が最終的に決定する。

8 改正

本方針及び各資料の選定基準は、利用者のニーズの変化、出版物の多様化、図書館サービスの進展に合わせ、適時検討する。